

第8章 総括

本市の熊本地震における災害廃棄物の処理は、発災直後から発生する「片付けごみの処理」と「被災家屋等の解体・撤去および解体廃棄物の処理」という2つのフェーズに分かれた。

片付けごみの処理は、発災直後から対応する必要があり、短期間のうちに迅速な取組みが求められる。一方で、被災家屋等の解体・撤去等は、復旧に差し掛かった段階から、比較的長期間にわたって取り組む必要がある。

本市においては、発災して間もなく、想定を超える片付けごみが一次仮置場（ごみステーション）に排出されたため、市民の生活環境を保全するためには、早急に一次仮置場から撤去する必要があった。東部環境工場が約1か月間操業停止したことで、特に可燃系の片付けごみの処理能力が低下したこともあり、早期に戸島仮置場（二次仮置場）を開設したが、処理先を確保するまでの間、二次仮置場は過剰保管となった。しかしながら、地元民間事業者による収集運搬や他都市からの収集運搬・処分の支援、海上輸送を活用した広域処理などにより、7月中には二次仮置場からの搬出を完了することができた。

大規模災害時の片付けごみは、一時的に大量に発生するため、環境工場等が正常に操業できたとしても、処理能力が不足することは十分に考えられる。したがって、市外・県外での広域処理は必要不可欠であり、平常時から想定しておくことが重要である。

被災家屋等の解体・撤去については、国庫補助の対象が拡充されたため、半壊以上の被災家屋等を対象としたが、り災判定区分やその件数が日々変わること等から、最終的な解体棟数の予測が非常に困難であった。これに加えて、解体する建物の構造別の棟数や面積の予測も困難であったことから、災害廃棄物の発生量の推計にも苦慮した。

しかしながら、関連する民間事業者や各種団体、他都市等からの支援により、公費、自費合わせて13,241件の解体・撤去を、目標である平成30年3月までにおおむね完了することができた。また、解体廃棄物についても、可能な限りリサイクルを進めることで、約70%のリサイクル率（片付けごみを含む）で適正に処理を完了することができた。

本市では熊本地震の発生以降、災害廃棄物処理の経験やノウハウを生かして、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風などの被災自治体への現地支援を行っている。我が国にとって、自然災害は避けて通れないものであり、規模の大小はあるものの、毎年のように災害廃棄物が発生しているが、多くの被災自治体にとっては初めての経験であり、少なからず対応に苦慮している様子が見受けられる。

本市の災害廃棄物処理の経験を綴った本記録誌が、今後起こり得る災害時の被災自治体の一助となり、被災された方々の一日でも早い生活再建に少しでも貢献することができれば幸いである。